

# 学校法人吉田学園 経済的支援制度

## 目的

意欲と能力のある学生が経済的理由等により、修学を断念することがないように、経済的支援（授業料の一部免除）をすることを目的としています。

## 制度の概要

### 【対象要件】

以下のいずれかの要件に該当する学生。

- (1) 生活保護法による保護費の受給世帯の学生
- (2) 個人住民税所得割が非課税世帯の学生
- (3) 所得税が非課税世帯の学生
- (4) 保護者等の倒産、失職などにより家計の急変した世帯の学生

### 【対象学科】

- ・ 救急救命学科
- ・ 臨床工学科
- ・ 臨床検査学科
- ・ 視能訓練学科
- ・ 歯科衛生学科
- ・ 歯科技工学科
- ・ 医療事務クーク学科

### 【減 免 額】

授業料のうち 20 万円

### 【国による経済的支援制度】

「学校法人吉田学園 経済的支援制度」の採用決定学生に対し、さらに国からの経済支援金 10 万円（上限）が支援金として支給（授業料から免除）されます。 ※国が示す要件に該当する場合

その他詳細は「学校法人吉田学園 経済的支援制度取扱要領」をご覧ください。

## 平成29年度支援予算額

年間授業料	採用予定人数	支援予算額
募集要項にて ご確認下さい	7 名	1,400,000 円

# 学校法人吉田学園 経済的支援制度取扱要領

## （目的）

第1条 この取扱要領は、学校法人吉田学園（以下「当学園」という。）が設置する専門学校の専門課程に在籍する者（以下「学生」という。）に対する経済的支援制度（以下「本制度」という。）の取扱いについて、必要な事項を定めることを目的とする。

## （制度の定義）

第2条 本制度は、当学園が設置する専門学校の学則第34条に規定されている授業料の納入の特例に関する一部として、意欲と能力のある学生が経済的理由等により、修学を断念することがないように、授業料の一部を免除することで学生を支援する制度である。

## （申請条件および免除額）

第3条 学生は、次の各号のいずれかに該当する場合、本制度の適用を申請することができる。

- （1）生活保護法による保護費の受給世帯の学生
- （2）個人住民税（市区町村民税及び都道府県民税）所得割が非課税（税額控除前の所得割額が0円）世帯の学生
- （3）所得税が非課税（税額控除前の税額が0円）世帯の学生
- （4）保護者等の倒産、失職などにより家計の急変した世帯の学生

2 免除の額は、200,000円とする。

## （採用定員）

第4条 免除対象年度の前年度5月1日現在の学校在籍人数に対して1%とする。ただし1人に満たない端数は、切り上げるものとする。

## （申請手続）

第5条 本制度の適用を希望する学生は、経済的支援制度適用申請書（別表第1）ならびに次に掲げるもののうち必要な書類を提出しなければならない。

- （1）成績証明書
- （2）経済的理由により授業料の納付が困難と認定できる市町村長の証明書等
- （3）その他、当学園が必要とする書類

2 申請手続は年2回とする。ただし1回目で採用定員に達した場合、2回目は行わない。

3 申請時期は1回目を免除対象年度の前年度2月、2回目を免除対象年度の8月とする。

## （審査）

第6条 経済的支援制度選考委員会（以下「委員会」という。）は、申請があった学生の審査を行う。

2 委員会は、提出書類および試験結果を総合的に審査し、採用者を決定する。

(取扱)

第7条 本制度の取扱は、年度単位で行う。

(取消)

第8条 留年、退学、休学した学生、または懲戒処分を受けた学生は、採用が取り消される。その場合には、免除された授業料を納入しなければならない。

附 則

1 この取扱要領は、平成27年8月1日から施行する。

別表第1 (経済的支援制度適用申請書)